

令和元年9月24日

於・総務省 第1特別会議室（8階）

情報通信審議会 電気通信事業政策部会
電気通信事業分野における競争ルール等の
包括的検証に関する特別委員会
基盤整備等の在り方検討WG（第3回）

開会 午前 10時00分

閉会 午前 11時59分

○宍戸主査 本日は皆様、お忙しいところお集まりいただき、まことにありがとうございます。

定刻でございますので、ただいまから、電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証に関する特別委員会 基盤整備等の在り方検討ワーキンググループの第3回会合を開催いたします。

本日、会議冒頭カメラ撮りがあると伺っておりますので、しばらくお待ちください。

○田中事業政策課課長補佐 カメラ撮りのご希望の方、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○宍戸主査 それでは、本日の議事に入りたいと思います。本日は、まず、ワイヤレス固定電話の実現に向けたNTTの取り組み状況についてといたしまして、日本電信電話株式会社などから、その取り組み状況についてご発表をお願いしたいと思います。

また、これまでのワーキンググループにおけるヒアリング、あるいは議論を踏まえまして、事務局において論点整理骨子（案）を用意いただいております。これについてご説明をいただき、その後、NTTのご説明と一括して質疑と意見交換の時間を設けたいと考えております。

なお、本日はこれまでのヒアリングにご対応いただきました事業者、団体の皆様にもオブザーバーとしてご参加をお願いしているところでございます。

それでは、早速、議題の1でございますが、日本電信電話株式会社などからご説明があるということですので、どうぞよろしく願いいたします。

○日本電信電話株式会社 それでは、資料基3-1に沿ってご説明させていただきたいと思っております。

表紙をおめくりください。先日のヒアリングの際にもご説明させていただきましたが、ユニバーサルサービスの維持ということで、NTT東西は山間・離島等を含めて固定電話の安定提供の確保に尽力しております。いろいろな災害等への対応も、絵にあるような形でやっているということでございます。

次のページをごらんください。中間答申で示された取組の方向性ということで、下段に書いておりますとおり、中間答申において当社が提案させていただいているワイヤレス固定電話の提供を容認する方向性が示されたことに賛同します。

ワイヤレス固定電話の検討に当たって留意すべきとされた事項、下段にポツが3つあると思うんですけれども、これらについて次ページ以降でご説明させていただきます。

次のページをごらんください。公正競争の確保については、第1回のWGでお示したとおり、モバイル網の調達に当たって、公募による入札等を実施したいと思っておりますし、調達したモバイル網はワイヤレス固定電話のためだけに利用するというございます。

公募調達の際には、図にもありますように、長期安定的な利用を確保できること、緊急通報呼を優先できるようにしていただけるようなサービス仕様であること、品質維持管理に向けて連携体制がとれること、こういった条件を付して公募調達をさせていただく予定としております。

次のページをごらんください。安定的なサービス提供の確保ということで、こちらも第1回のWGでお示したとおりでございます。モバイル網の安定的調達については、今申し上げたIRU設定要件を参考に長期安定的な契約とするということ。仮に契約を終了する場合にも、新たな公募調達によりサービス提供が別の方法で可能となるまでの一定期間は継続提供を担保していただく。あるいは、他者設備がそれでも利用できなくなるといったような事態が生じた場合、新たに他者設備の調達を行います、それでも調達先が見当たらないケースでは、最後、NTT東西が責任を持ってサービス提供する手段を検討するというご対応していきたいと思っております。

品質の維持管理につきましては、電波状態を確認する等して、通話に支障がない場合に提供するというごことと、事後、電話の状態が不安定になった場合はブースター設置等のご協力をいただく等、他者設備の提供事業者と連携して維持管理体制を構築していきたいと考えております。

OAB～J番号を利用する固定電話に求められる技術要件の担保ということで、緊急通報受理機関に発信する場合の通話の優先取り扱いと、OAB～J番号による当該機関への通知というものにも対応していきたいと考えております。

次のページをごらんください。こちらからが、前回、少しお話しさせていただいていることを今回膨らませて、いろいろなパターンについて検討してまいりました。

NTT東西等の責務の遂行に寄与するという趣旨としては、冒頭のヘッダーにも書いておりますが、ワイヤレス固定電話の提供によってメタルケーブル等の再敷設や日常的な設備保守稼働を減らすことが可能となることで、固定電話の安定的な提供の確保というNTT東西に課された責務の遂行に寄与するのではないかと考えております。

具体的に幾つかパターンを分けてご説明させていただきます。どのようなエリアでこ

のワイヤレス固定電話を提供させていただきたいかということについてご説明します。

まず、aの山間エリアや離島エリア等のルーラルエリアということでございます。前回、500mメッシュ内に存在する回線数が1回線から3回線のエリアを一例としてご紹介させていただきましたけれども、ユニバーサルサービス制度において、現状、補填対象となる高コストエリアというものが上位4.9%の回線数のエリアになっておりますので、その考え方も参考にして、500mメッシュ内の需要がまばらなところから、1回線のエリア、2回線のエリア、3回線のエリアと順次積み上げていった回線数が合計4.9%となるエリアということで、後ほど説明いたしますけれども、回線数が9回線のエリアまでがこの積み上げのケースになりますので、それを一例として紹介しております。

ただ、実務的にその500mのメッシュ内に存在する回線数を基準に、このエリアは丸でこのエリアはバツと運用するのは現実的には難しいということです。その4.9%の考え方等を参考に、実務的に運用しやすい基準を定める必要があるのではないかと考えております。

bのパターンです。甚大な災害、特に津波等でメタルケーブル等が面的に消失したエリアでの復旧対応。東日本大震災のときの復興住宅のようなケースでございます。

もう既に、東日本大震災の対応ということで、メタル回線と光ファイバの二重投資を回避するという観点から、2011年から光回線電話という光ファイバを用いた電話もユニバーサルサービス対象にさせていただいているところです。そういう被災エリアにおいて、復興住宅等でブロードバンドを要望されるお客様にはもちろん光を引きますけれども、ブロードバンドを要望されない、電話だけでよいというようなケースについては光で引き込みを入れて装置を置くよりも、無線のほうが効率的に設備を投資できる場合がありますので、ワイヤレス固定電話も選択肢の一つに追加させていただきたいと考えております。

bは面的な、もう設備そのものがなくなって、更地でつくり直す場合のケースでございます。

cのパターンは、台風等により設備故障が多発した場合の故障修理での対応ということでございます。

今回、千葉でもまだ故障修理がたくさん残っておりますけれども、台風等でメタルの引き込み線の断線が多発するといったケースが数多く出ております。そういった場合、故障修理がどうしても積滞等してしまいます。回復に時間を要するメタル回線での復旧では

なくて、迅速に復旧できるワイヤレス固定電話を活用するということを認めていただきたいと思っております。

その後については、もちろん、お客様がメタル回線に戻すということを要望される場合には基本的にメタル回線に戻して対応したいと考えておりますが、お客様がもうそのまま置いておいてくださいと、今のままワイヤレス固定電話で十分ですというようなケースについては、そのまま継続利用できるようにしていただきたいと考えております。

5 ページの一番下のパターンについて、8 ページ以降で昨年度の和歌山県の事例を紹介させていただければと思ひまして、持ってまいりました。

数字は打っておりませんが、8 ページ、参考と書いております。「台風等により設備故障が多発等した際の故障修理での対応」の事例でございます。

9 ページをごらんいただければと思ひます。昨年9月の台風21号、24号で、近畿圏、関西全域で故障が発生したのですが、台風が徳島南部に上陸した後、神戸のほうに再上陸しました。大体、東側に風が強いエリアが出るということで、和歌山のエリアは非常に被害が多かったということでございます。その後、9月30日にも非常に強い勢力の台風24号が今度は田辺市に上陸したということでございます。

被害の特徴としては、1961年の第2室戸台風の56.7メートルという最大瞬間風速を超え、和歌山市で57.4メートルというすごい強風が発生して、それで広域分散的に故障が発生しております。

10 ページをごらんください。関西圏でもあちらこちらで断線等が出ておりますけれども、特に被害の大きかった和歌山についてご説明します。和歌山は、121ビルあるうち82ビルで停電し、アクセス区間で電柱が208本、加入ケーブルで620箇所の切断、垂れ下がりが起きました。

故障という意味でいきますと、上にありますように、一般回線でメタル16万、光12万、計28万回線あるうち、故障が7,000回線で一気に出たということでございます。

停電については、関電さんの復旧が早かったということもありまして、全ビルで発電装置等、あるいはバッテリーの活用でサービスへの影響はなかったのですが、引き込み線があちらこちらで、ケーブルも含めて切れたということで、大きな故障が出たということでございます。

11 ページは、そのときの具体的な、こんな形で被害が出たということを書いております。

最後、12ページのところに、発災から復旧完了までの時系列の状況ということで、この青い線が故障の受付数です。目盛りは右側なんですけれども、オレンジが故障の修理数で、最初のほう、故障の受け付けを修理が下回るということで、どんどん故障が積滞して積み上がっていきました。

一番下に赤の帯で書いてある期間に県外からの故障修理対応ということで支援もしましたし、途中からは東日本エリアからも故障修理班に多数来ていただいて対応しております。こういうことをやりましたけれども、復旧までに3週間以上の時間を要しました。

今回のワイヤレス固定電話を適用できるケースにおいて、モバイルはどうだったのかということで、事例としてNTTドコモの基地局の故障残数というものをここに書かせていただいております。NTTドコモの和歌山県下の基地局の故障も最初はすごく多かったですけれども、1週間程度で完全に回復したということで、順次、このワイヤレス固定電話をセットアップしてお客様のところに送り込めば、相当早い段階で復旧ができたのではないかとこのふうに見ているということでございます。

5ページに戻っていただいて、こういった観点から、ぜひこういうものを利用できるようにしていただきたいということを書かせていただいているところです。

このワイヤレス固定電話を提供することで、どれぐらいの効果が出るのかということについても少しご説明をさせていただければと思います。6ページです。

加入電話・基本料収支を将来にわたって予測するのは非常に難しいところもございますので、これまでの経過を数字としてお持ちしております。

加入電話・基本料収支は、1,000億を超えていたものが今は360億程度の赤字ということで、全体のボリュームがシュリンクしていることと、あとは下に青字でいろいろ会計処理の見直しをしております。メタルケーブルの耐用年数を延ばしたり、減価償却方法を定率法から定額法に変えたり、あとはさまざまな退職給付等の会計処理の変更等、こういったもろもろがございまして、今は赤字が少し減ってきているところでございます。いずれにしても360億円ということで、多額の赤字が現時点でも計上されています。

ユニバーサルサービス制度で約30億円この加入電話の基本料に関しては補填をいただいているわけですが、残る赤字は東西が負担しているのが現状でございます。

次のページをごらんください。7ページです。ワイヤレス固定電話によるコスト改善効果(大胆な試算)でございます。パターンとしては、ルーラルエリアのみ先ほどの4.9%相当というところをやった場合と、それに故障修理等の対応を加えて計算した場合です。

米印の注釈にありますように、ルーラルエリアのコスト削減効果の試算に当たっては現在の需要数をもととして、仮に当該エリアの全てのメタルケーブルを再敷設した場合にどれぐらい効果があるかということで、メタルケーブルの耐用年数は28年ですので、どんどん効果額は増えていって、最終的に全て再敷設した場合の10年目時点、5年目時点、1年目時点の効果額を出させていただいております。

先ほど申し上げたように、故障修理のほうは、基本的にはお客様の希望がなければ元に戻すという前提にしておりますが、仮に全て継続利用を要望されて、ワイヤレス固定電話のままで残ったときの効果額を出させていただいております。

面的に消失したエリアの復旧対応については、その被災状況等を見込むことが容易でないので、このコスト削減効果は見込んでいないという前提でこういった数字を並べています。この数字にありますとおり、大胆な試算に基づくコスト削減効果、10年目時点をスナップショットで切ると、ルーラルエリアで限定した場合は数十億円前半、故障修理等の活用も含めると百数十億円になると想定しているということでございます。

下に、前回、ワイヤレス固定電話を提供した場合のメタルケーブルの投資抑制額というもので、1回線のケースと3回線のケースを出しておりますが、今回、500mメッシュ内に9回線以下のところまで広げておりますので、それで数字を少し作り直して持ってまいりました。ちょうど4.9%相当の回線数になるときにこの程度の投資抑制総額が出るということですが、この投資抑制総額も、このエリアにある回線が全て再敷設をされたとき、おそらく数十年後になると思いますが、そういったタイミングで切りかえたときにどれぐらいのコスト削減がきくかということで出させていただいているものになります。

以上、現時点の検討状況ということでご説明を申し上げます。

○宍戸主査 ありがとうございます。議論の前提になるイメージが湧くような数字をお示しいただき、議論にとっても参考になったと思います。

それでは、続きまして議題の2でございます。事務局より、論点整理骨子（案）についてご説明をお願いいたします。

○大内事業政策課調査官 ありがとうございます。それでは、事務局より、お手元資料基3-2、本ワーキンググループの論点整理骨子（案）に基づきましてご説明をしたいと思います。

全部で2節構造になってございますけれども、第1節につきましては、先ほどNTTか

らもご説明がありました電話サービスの持続可能性の確保についてでございます。

2ページにお進みください。中間答申において示された取組の方向性のおさらいをさせていただきますが、1ポツでございますとおり、固定加入電話については利用率が長期的な低落傾向にある一方、「一家に一台」の連絡手段として、いまだに経済社会活動に不可欠の基盤として機能している。このため、当面の間、全ての世代に対し、あまねく全国における基礎的なサービスとして、その継続的な提供を確保するに当たり、効率化を図っていくことが適当であることが提言されたところでございます。

この点について、NTT東西は、利用者が極端に少ないなどの事情によりメタル再敷設や光化が極めて不経済となる場合に限り、アクセス区間の一部に他者の無線設備を利用して効率化を図ることを提案している。NTT法の規定、特に自己設備設置要件や電話に係る技術基準等との関係について整理することが必要とされたところでございます。

中間答申においては、NTT法の趣旨を踏まえ、他者設備の利用が真に必要・合理的と認められる場合、これを例外的に認めることは将来にわたる安定的で低廉なサービス提供に資すると言えることから、セーフガード措置を講ずることを確保すべく、所要の制度整備を講ずることが提言されたところでございまして、検討の具体化が求められているところでございます。

3ページにお進みください。先ほど申し上げました中間答申を踏まえた論点について、各論を述べたいと思います。

(1)でございますが、他者設備の利用を認める範囲についての論点は、そこの四角にございますが、他者設備の利用を真に必要・合理的と認められる場合に限る必要があるのではないかとの論点でございます。

この点についての主な意見は、構成員の方からは、地理的範囲について具体化を図るべき。2ポツでございますが、再敷設を行おうとすると全体の投資計画に支障を来すおそれがある場合に限定して他者設備の利用を認める必要がある。こういったご意見がある一方で、3ポツでございますけれども、他者設備の利用によって早期に電話がつながることは、被災地の復旧・復興や社会的な負担から見ても重要な課題との意見も述べられたところでございます。

また、事業者からのご意見でございますが、NTTからは、ルーラルエリアから主に提供を開始することを想定している一方で、先ほどもございましたが、迅速な故障修理や災害復旧等を目的とする提供も想定しているとのご意見でございます。

この点につきましては、KDD I は、大規模な他者設備利用に慎重なご意見がござい
ますし、また、ソフトバンクからは、必要最小限な範囲での例外的に個別認可を認める形で
の提供を認めるべき、こういったご意見があるところでございます。

4 ページにお進みください。(2) でございますが、安定的なサービス提供の確保につ
いてでございます。他者設備の利用を例外的に認めるに当たり、NTT 東西による電話サ
ービスの安定的な提供を引き続き確保すべく、所要の要件を課す必要があるのではない
かとの論点についてでございます。

主なご意見でございますが、事業者からは、NTT から、先ほどもございましたけれど
も、IRU 設定等の要件を参考に、長期安定的な契約等とするほか、他者設備が利用でき
なくなる事態が生じた場合、NTT 東西がラストリゾートとしての責任を果たしていく
との考えが示されているところでございます。

5 ページにお進みください。(3) サービス品質の確保についてでございます。他者設
備の利用を例外的に認めるに当たり、現行の固定加入電話において実現されているサー
ビス品質を可能な限り維持すべく、所要の要件を課す必要があるのではないかとの論点
についてでございます。

主な意見でございますが、構成員の方からは、実際のシステムの品質評価を行うべきで
あり、引き続き、IP ネットワーク設備委員会等において技術面の検討を進めるべき、そ
の他、技術面の検討を進めるべきとの意見が見られたところでございます。

事業者からの意見でございますが、NTT からは、通話に支障が生じない場合に提供す
るほか、責任を持ってサービスを提供していく考えである、また、緊急通報への対応を行
うとの考えも示されたところでございます。

一方で、KDD I からでございますけれども、固定電話を通じて提供されていたサービ
スが一部利用できなくなる点についての懸念が示されたところでございます。

続きまして、6 ページにお進みください。(4) 公正競争環境の確保についてござい
ます。公正競争環境を引き続き確保する必要があるとの論点についてでございます。

主な意見でございますが、構成員からは、調達ルールを明確化する必要性が示された
ところでございます。

この点については、事業者からの意見として、先ほどもございましたけれども、NTT
より、他事業者も含めた公募調達を実施するとの考えが示されたところでございます。

この点、KDD I からは、指定電気通信設備制度の形骸化、NTT 東西による実質的な

移動通信市場への進出等についての懸念、また、ソフトバンクからも、固定・移動通信の公正競争環境に対して影響を及ぼさないようにすべきとのご意見が見られたところでございます。

以上を踏まえた考え方につきまして、7ページにお進みください。考え方及び今後取り組むべき事項でございます。

まず、(1)全体を通しての基本的な考え方でございます。

1ポツでございますとおり、需要が極めて限定的な山間僻地等、地域会社が役務の提供に係る全ての設備をみずから設置することが極めて不経済となり、かえって「電話の役務のあまねく提供」の確保に支障を生じさせるおそれがある場合等に限り、他者設備の利用を例外的に認めることが適当ではないか。

このため、NTT東西による他者設備の利用に当たっては、所要の要件を満たすことを確認すべく、NTT東西の申請に基づく認可制を導入することが適当ではないか。

以上を前提とし、総務省において必要な制度整備を迅速に進めるべきではないかとさせていただきます。

(2)でございます。他者設備の利用を認める範囲でございます。

1ポツでございますが、他者設備の利用を例外として認めようとする趣旨は、電話サービスの全国における適切、公平かつ安定的な提供の確保に寄与することを目的とするものであり、この目的に照らし、他者設備の利用が真に必要・合理的と認められる場合に限られるべきではないか。

具体的には、メタル回線の更新や再敷設を行おうとした場合、かえって全体の投資計画に支障を来すおそれがあるような場合、極めて高コストな地域等に限ることとし、今後、総務省においてその基準を明確化することが適当ではないかとさせていただきます。

このほか、先ほどもご説明がありましたが、迅速な復旧を確保する観点からは、必要に応じ、被災時における他者設備の利用が可能となるような柔軟性に留意することが適当ではないかとさせていただきます。

続きまして、8ページにお進みください。安定的なサービス提供の確保でございますが、2ポツでございます。他者設備の利用に係る卸役務提供等に係る契約について、長期的に安定的なものであることが確保され、また、NTT東西を主体として設備提供事業者と連携した適切な運用・管理体制を構築する等の内容となっていることについて総務省が確認することが必要ではないか。

なお、設備を設置する他事業者が撤退した場合、NTT東西において電話サービスを継続的に提供するための措置を講ずることが必要ではないかとしてございます。

(4) サービス品質の確保についてでございます。無線による提供を認めるに当たっては、現在の電話サービス、0AB～J番号において求められる技術的要件として、緊急通報受理機関への接続を維持するとともに、遅延、ゆらぎ等の音声品質等を可能な限り確保することが求められる。

特に、緊急通報については、他者設備の利用によって支障が生ずることがないようにするとともに、音声品質については、利用者が現行の電話サービスにおいて享受している安定性・信頼性を極力確保していくことが必要ではないかとしてございます。

9ページにお進みください。続いて、(5) 公正競争環境の確保についての論点でございます。

2ポツでございますけれども、NTT東西に対し、携帯電話網等を調達するに当たって、グループ会社以外の事業者を含めた公募調達を行うとともに、契約条件等において不当な差別的取り扱いを行うことがないよう確認することが必要ではないか。その他、透明性を向上するための取り組みを行うことが求められるのではないかとしてございます。

このほか、NTT東西による他者設備の利用が、固定・移動通信市場の公正競争環境に対して影響を及ぼさないよう、現行の指定電気通信設備制度の趣旨や、旧NTTの移動体通信業務分離の経緯等に留意する必要があるのではないかとしてございます。

(6) 現行の交付金制度との関係でございます。現行の交付金制度でございますけれども、これは基礎的電気通信役務である電話を提供する電気通信事業者のNTT東西に対するものでございます。

1ポツでございますとおり、NTT東西の自助努力だけでは、不採算地域における利用者利便が確保できないおそれがあるため、これに接続する接続電気通信事業者等がNTT東西に交付するための負担金を拠出する制度でございます。

こういった制度上の趣旨を踏まえれば、上記例外的に認められた範囲内において、無線等の他者設備を利用して電話サービスを提供する場合に、提供方法の変化に伴う効率性向上の効果を交付金の算定に反映する必要があるのではないかとしてございます。

以上、第1節についてでございます。

以下、第2節といたしまして、新たなサービスの利用可能性の確保についてでございます。

11ページにお進みください。これについて、中間答申をおさらいさせていただきます。

1ポツでございますけれども、現在、基礎的電気通信役務の対象となっている固定加入電話等については、経済社会活動に不可欠な基盤としての機能を果たしていることを踏まえ、引き続き、基礎的電気通信役務として位置づけることが適当であるとされたところでございます。

一方、Society 5.0時代を見据え、今後、国民生活に不可欠なサービスが多様化することを踏まえれば、こうした不可欠となる新たなサービスとして、例えばブロードバンドサービスを将来的に基礎的電気通信役務として位置づけることも見据え、現行制度のあり方について多角的に検討していくことが提言されたところでございます。

最後のポツでございますが、特にブロードバンドサービスについては多様な主体により提供されているところでございまして、条件不利地域におけるサービス提供の維持が課題となっていることも踏まえた検討が必要とされたところでございます。

12ページにお進みください。こうした中間答申を踏まえた論点及び主な意見でございます。

まず、(1)現行制度との関係でございますけれども、2ポツでございます。将来的にブロードバンドサービスを基礎的電気通信役務として位置づけた場合、これまでと同様、既に利用可能性が確保されたサービスの提供維持を目的とすることとすべきか。また、新規整備の促進については、予算措置等を活用しつつ、条件不利地域の一部について制度的対応を行うことも考えられるかとの論点でございます。

この点についての主な意見でございますけれども、構成員の方からは、1ポツ、コンパクトシティなどの足かせとなるような議論にならないように期待するとのご意見。また、2ポツでございますが、ユニバーサルサービスの定義について共通の認識が必要。例えば、料金については、他の公共的サービスも踏まえた全国均一料金を前提とすべきではないとのご意見がございました。

事業者からのご意見でございますけれども、NTTからは、いつまでもNTT東西の加入電話がユニバーサルサービスであり続けるとは考えていない。ブロードバンドサービスをユニバーサルサービスにすべきか否かを検討するに当たっては、他の生活インフラの動向とあわせて国民的なコンセンサスを得ながら議論することが必要とのご意見がございました。

最後のポツ、KDDIでございますけれども、将来のユニバーサル・アクセスを見据え

て、現時点でブロードバンドサービスを国民生活に不可欠なユニバーサルサービスに位置づけるのであれば、早期にあまねく全国でブロードバンドサービスが利用可能な環境を整備することが必要とのご意見でございました。

13ページにお進みください。続きまして、(2) 予算施策等を活用した支援の在り方についてでございます。

ブロードバンドサービスは、多様な主体により提供されており、条件不利地域においては、国・自治体の負担により通信基盤を整備し、こうした自治体等がサービス提供を行う場合等があることを踏まえると、現行の交付金制度を活用することの妥当性について検討が必要との論点でございます。

この点についての主な意見でございますけれども、構成員の方からは、整備と維持管理の区別について、きちんと議論すべきとのご意見でございました。

自治体からヒアリングを行いましたけれども、対馬市からでございます。インターネット関係として、今後20年間、多額の更新費用がかかるとした上で、情報通信環境の変化は著しく、単に設備を更新するだけでは十分とは言えず、維持管理費用については特別交付税に頼らざるを得ないとのご意見でございました。

また、設楽町、その他からでございますが、民間企業が参入しづらい環境にある中で、公設公営によりサービスを提供する必要があると、財政上の課題があることのご意見がございました。

一方、民間事業者からのご意見でございますけれども、ソフトバンクから、ブロードバンドサービスについては整備と維持を分け、競争の補完手段としてのユニバーサルサービス交付金の適用範囲は最小限とすべき。

また、オプテージから、未展開エリアについては、補助金等に加え、事業者による創意工夫でサービスを開始することが原則であるべきとのご意見。

また、ケーブルテレビ連盟からは、過疎化が進む地域で財政支援するのが効率的ではないかとの意見、その他の意見があったところでございます。

14ページにお進みください。中間答申を踏まえた論点及び主な意見としてでございますけれども、以下、仮にブロードバンドサービスを将来的にユニバーサルサービスとする場合の課題について述べたものでございます。

まず、(3) ユニバーサルサービスとしての品質水準等の在り方についてでございます。ブロードバンドサービスは電話と異なり、今後も大幅な技術進展やニーズの変化が見込

まれることも踏まえると、将来的にブロードバンドサービスを基礎的電気通信役務として位置づけた場合に、制度的に確保すべき品質・水準等の規定手法についてどう考えるかとの論点についてでございます。

主な意見でございますが、構成員の方からは、どのような水準で提供することが望ましいかについて、今後の議論の対象と認識しているとのことのご意見でございました。

事業者からのご意見でございますが、NTTからは、ブロードバンドサービスを用いて何を実現するかを明確にした上で、利用者・国民の負担が増えることも含め、国民的なコンセンサスを得ることが重要とのことのご意見です。

KDDIからは、速度等、特定の基準を定めたとしても、短期間で陳腐化するおそれがある。アクセス回線であるFTTHを指定すれば、あらゆるサービスについて柔軟な対応が可能ではないかとのことのご意見でございました。

また、ソフトバンクからは、定量・定性的な基準によらず、FTTHアクセスサービスを対象とすることが適切と同様のご意見でございます。

一方で、オプテージからでございますが、諸外国の品質基準をベンチマークとすることも有効ではないかとの意見もあったところでございます。

15ページにお進みください。交付金制度の在り方についてでございます。

1ポツでございますが、ブロードバンドサービスを交付金制度による支援対象とする場合、電話と異なりまして、NTT法上のあまねく全国における提供の責務の対象ではないため、安定的なサービス提供を確保するという観点からは、現行の支援方法である「赤字額の一部のみを補填」ということを見直し、交付金による補填割合を高める——例えば、全額補填とすることも考えられるのではないかと。

一方で、国民経済全体に対する負担を抑制する観点からは、支援対象となるエリア及び主体を一定範囲内に限定する、支援対象となる事業自体の効率性を制度上確保していく、こういった必要があるのではないかととの論点についてでございます。

主な意見でございますけれども、構成員の方からは、赤字部分については全額何らかの手段で補填することが必要とのことのご意見がございました。

事業者からのご意見でございます。まず、ラストリゾートの確保についてでございますけれども、KDDI、ソフトバンクからは、NTTに提供義務を課すことも検討することが必要とのことのご意見でございました。

支援対象エリアについては、NTTから、民間企業の努力では提供が困難な非競争エリア

アとすることが適当との意見があったところでございます。

続きまして、支援対象となる主体でございますけれども、この点についてもNTTからでございますが、コストミニマムな提供を実現できる最適な主体とすることが適当とのご意見があったところでございます。

続きまして、16ページにお進みください。支援の対象となる主体についての意見です。

ソフトバンクからでございますが、非競争地域かつ不採算等の理由により、サービスの維持が困難な地域に限定すべきである。

オプテージから、事業者が1者しか存在しない地域に限定することが適当。

また、ケーブルテレビ連盟からも、1者のみ提供している地域の一部ケーブルテレビ事業者からは、交付金を受けることができるのであればありがたいという声があるとのご意見があったところでございます。

続きまして、支援の内容でございます。

NTTからでございますが、対象エリアごとに不採算が完全補填される仕組みとすることが必須との意見があった一方で、KDDIでございますが、サービス提供者を対象に必要最小限の支援を行うことが適当。また、オプテージからは、運営・維持コストの低減を行う余地があるのではないかとのご意見があったところでございます。

最後に、適格事業者に対する要件でございますけれども、ケーブルテレビ連盟からでございますが、交付金のメリットよりも、過疎が進んでも撤退できないなどのデメリットのほうが大きいのではないかとご心配の声もあったところでございます。

17ページにお進みください。(5)負担金の拠出の在り方についてでございます。

1ポツでございますけれども、現行の交付金制度では、NTT東西と接続して、これにより受益している電気通信事業者の一部に対して負担金の拠出を求めているところでございます。

また、現行制度では、負担の額については電気通信番号単価をベースに算定している一方で、米国、韓国、その他、フランス等もですけれども、こういった諸外国では電気通信事業者の収益に応じて負担額を算定している例も見られるところでございます。

国民的コンセンサスが得られる負担のあり方について検討する必要があるとの論点でございます。

主な意見でございますが、事業者からでございますが、NTTからは、現行制度のような交付金の活用に限らず、国民的なコンセンサスを得ながら適切な方法を検討していく

ことが適当とのご意見。

KDDIからは、ブロードバンドサービスを広く享受する受益者、アクセス回線に応じて拠出することが適当とのご意見でございます。

ソフトバンクからは、上位レイヤのプレイヤーも含まれるべき。しかし、電気通信事業者のアクセス回線契約数に基づく負担が現実的な案の一つであるとのご意見がございました。

続きまして、18ページにお進みください。(6)利用利益の確保等に係る規律の在り方でございます。

現行法上、基礎的電気通信役務につきましては、先ほどの交付金制度に加えまして、一定の約款規制等の規律が定められているところでございます。

ブロードバンドサービスについては、現に競争による利用者利益の確保が期待されているということも踏まえて、利用者保護のための規律の必要性と市場競争のバランスをどのように確保すべきかとの論点でございます。

主な意見でございますけれども、構成員の方からは、約款規制一般については総合的に考慮する必要がある。このほか、約款制度については不要ではないか、こういったご意見もあるところでございます。

事業者からのご意見でございますけれども、NTTからは、ブロードバンドサービスについては、少なくとも現行の基礎的電気通信役務に課されているような約款規制や料金規制は不要であるとのご意見がございました。

KDDIからは、競争が機能しない地域で指定される適格電気通信事業者に対してのみ、こういった規律が課されることが適当であるとのご意見でございます。

その他、オプテージからでございますけれども、現行の規制について、緩和が必要とのご意見もあったところでございます。

以上を踏まえた論点でございますけれども、19ページにお進みください。基盤整備等において目指すべき全体の方向性でございます。これは全体でございますので1ページにまとめてございます。

1ポツでございます。加入電話等については、長期的に利用率が低落傾向にあるものの、いまだに経済社会活動に不可欠な基盤として機能している。

2ポツでございますが、一方で、さまざまな環境変化を踏まえ、加入電話以外の通信サービスの利用が急速に拡大しており、ブロードバンドサービスが国民生活にとって不可

欠なものとなりつつある。

3 ポツでございます。ブロードバンドサービスをめぐる当面の課題として、条件不利地域等においてはいまだに未整備エリアが解消されておらず、自治体に大きな財政的負担が生じていることが指摘されている。これらは早急に取り組むべき課題であり、必ずしも制度的対応を待つことなく、予算措置等により機動的に支援を行っていくことが適当ではないかとしてございます。

次のポツでございますが、一方、中長期的には、持続可能性を確保していく観点からは、民間事業者が担い手となってサービスを持続的に提供していくモデルの構築が必要となることから、これを担保するための制度的対応も視野に入れるべきではないか。

制度的対応として、具体的には以下の2つの方向性が考えられるのではないかとしております。①でございますが、基礎的電気通信役務の対象を拡大してブロードバンドサービスを位置づけ、交付金制度や約款規制等について必要な見直しを行うという案。②でございますが、ブロードバンドサービスを支える不可欠基盤、例えば光ファイバ等の維持に係る新たな制度的枠組み（ユニバーサル・アクセス）への制度転換を図る。

これらの制度的対応の方向性についてはそれぞれメリットや課題があることから、ブロードバンドサービスの利用環境や基盤整備の進展状況等を踏まえるとともに、5G等の新たな通信サービスの進展等を見据えつつ、同時並行的に具体化に向けた検討を行っていくべきではないかとしております。

20ページにお進みください。まず、予算を含めた当面の対応の方向性についてでございます。

1ポツ、ブロードバンドサービスについては、条件不利地域において、自治体や電気通信事業者が運営を行う事例が多く見られるところでございます。

2ポツ、具体的にはということで、公設公営方式、公設民営方式、民設民営方式をそれぞれ挙げてございます。

3ポツでございます。①の公設公営方式と②の公設民営方式をとる自治体においては、過去に整備した設備の老朽化に伴いまして、改修・更新に係る費用負担が課題となっていることに加え、設備の高度化が求められる状況にあり、費用面の課題はさらに深刻さを増すことが想定される。

一方で、一般的に③の民設民営方式においては、効率的な整備・運営が図られることが期待されるところでございます。

5 ポツでございますが、このため、公設民営方式をとる自治体の多くにおいては民間事業者へ設備を譲渡しようとする動きが見られるものの、設備の老朽化や民間事業者との設備仕様の不一致等により譲渡が実現された事例は極めて少ない。その結果、費用負担を理由としてサービス継続が困難となり、地域住民にとって重要な通信手段が失われるおそれがあるところでございます。

以上を踏まえれば、公設により提供を継続せざるを得ないサービスについて、引き続き機動的な支援措置を図ることが適当ではないか。

また、国民経済全体に対する負担を軽減する観点からは、上記に加え、公設から民設へ、公営から民営へと移行を促すことを視野に入れ、今から必要な対策を講じていくべきではないか。

このため、民間事業者が担い手となるインセンティブを高めるための予算を含む支援措置を検討するとともに、無線や衛星等の活用を含めたより合理的なサービス提供手段への転換等、多面的な取り組みを講ずるとともに、制度的対応の可能性についても早急に検討に着手することが適当ではないかとしてございます。

続きまして、21 ページでございます。先ほどありましたけれども、中長期的な制度的対応の方向性といたしまして、2つの方向性をお示したところでございます。

まず、ここでは(1)ブロードバンドサービスを基礎的電気通信役務の対象に位置付けることを見据えた制度的検討についての方向性でございます。

まず、①でございますけれども、ユニバーサルサービスとしての品質水準等の在り方についてです。

4 ポツでございます。ブロードバンドサービスにおいては、国民生活に不可欠なサービスを確保する観点から、一律に満たすべき品質水準を定めることには一定の意義があり、最低限満たすべき水準を定めるということも考えられるのではないかと。

ただ、その場合も履行確保のための品質水準の計測手法や、技術進展への対応等の具体的な制度設計について、専門的見地から検討することが必要ではないかとしてございます。

続きまして、22 ページにお進みください。交付金制度の在り方でございます。

将来的にブロードバンドサービスを基礎的電気通信役務とし、不採算地域において交付金制度を通じて役務提供を確保する場合には、主に以下の論点について見直しを行うことが必要ではないかとしてございます。

まず、交付金による支援対象とすべき地域でございますが、国民経済全体の負担を最小化するという観点からは、交付金による支援対象を非競争地域に限ることが適当としてございます。

続きまして、支援対象とすべき主体でございますが、国民経済への負担を最小化する観点からは、提供地域における事業が赤字であること等により事業継続が困難な事業者に限って対象とすることが考えられるのではないかとしてございます。

続きまして、支援の内容その他でございますけれども、不採算地域におけるサービス提供を確保するという観点からは、現行の交付金制度よりも補填割合を高め、支援対象となる事業者の営業基盤の安定性を確保することが必要ではないか。

その一方で、交付金の増大による負担を抑制するためには、支援対象となる主体の能率的な経営を確保するとともに、役務提供手段の効率化を促す等の措置が不可欠であるとしてございます。

なお、NTTに対して、不採算地域における役務提供を確保する、いわゆるラストリゾート事業者の責務をブロードバンドサービスについて課すということについて検討が必要とのご意見があったところでございますけれども、慎重な検討を要するのではないかとしてございます。

続きまして、23ページでございます。負担金の拠出の在り方についてです。

最後のポツでございますが、交付金における負担のあり方については、国民経済全体に対する影響を考慮しながら検討を進める必要があることから、まず交付金の規模について具体的な試算を進めるとともに、その結果やさまざまな課題、意見を踏まえつつ、具体化に向けた検討を行うことが適当ではないかとしてございます。

24ページにお進みください。④利用者利益の確保等に係る規律の在り方ということでございます。現行制度は約款規制等、適切な提供条件等を確保する「利用者利益の確保」に係る規律を含んでいるところでございます。

2ポツでございます。ブロードバンドサービスについては、地域ごとに競争環境が多様であったり、また、役務提供の主体が区々であるといった特徴があることから、現行制度の規律を一律に適用した場合には、地域によっては必要以上の規制となる可能性があり、ブロードバンドサービスを提供する事業者の経済活動に大きな影響を与えるおそれがあるのではないかとした上で、対象役務全てに対して規律を一律に課している現行制度について、サービスの性質や競争環境等を踏まえ、必要な範囲と程度の規律が課されるよう

弾力化を図るなどの見直しを行うことが適当ではないかとしております。

続きまして、25ページにお進みください。ここからは、今後の制度的検討の方向性の2つ目としてお示ししました、(2)ユニバーサル・アクセスへの転換に向けた制度的検討について整理をしてございます。

1ポツでございますが、現行の基礎的電気通信役務に係る制度については、サービスに基づいて、その提供主体に対する規律を定める制度的枠組みとなっているところがございます。

2ポツでございますが、加入電話等においては、サービスとその提供に用いられる設備は一意に対応しており、基本的にはサービス提供主体がその提供に係るコスト負担、また、品質水準の確保に責任を負っているため、サービスベースで構築された制度が有効に機能してきたところがございます。

しかしながら、近年、サービスを提供する主体と、その提供に用いられる設備を提供する主体の関係は相対的なものになりつつある。

ネットワーク構造・市場構造の変化を踏まえれば、基盤整備等における中長期的な制度的対応として、サービスとその基盤となるアクセス網を区別し、国民生活に不可欠なサービスが多様化する中であっても、それらのサービスを提供する上で重要な役割を果たすアクセス網を法的に位置づけた上で、その適切かつ安定的な利用環境を確保するという「ユニバーサル・アクセス」の考え方を採用することも考えられるのではないかとしております。

その場合、こういったアクセス網の設置者に対して、当該設備の適正かつ安定的な提供の確保に係る規律を導入するとともに、必要に応じてその維持費用を補填するための制度を整備する必要があるのではないかとしておりまして、サービス提供主体と設備設置主体が異なることに起因したさまざまな制度上の課題が考えられるのではないかとしておりまして、以下、述べてございます。

26ページにお進みください。ここでは、この点についてさまざまな制度的課題が考えられるわけでございますが、主に3つの論点に分けて記してございます。

まず、①でございますけれども、アクセス網の定義でございます。対象となるアクセス網をどのように考えるかという点については、市場環境の変化を見据えつつ、アクセス網を制度上定義することについては一定の困難性が伴うのではないかとしております。

②でございます。交付金の考え方でございます。仮に現行の交付金類似の制度を適用し

ようとする場合がございますが、下線部、アクセス網にはサービスごとに複数の伝送形態や業務範囲が想定されることなども踏まえ、補填対象地域となるアクセス網の維持が高コストな地域をどのように維持すべきかという点につきまして、その下のポツでございますが、制度設計によっては地域における事業者間の設備競争に影響を与える可能性があります、事業者の設備投資インセンティブとの関係性を注視する必要があるのではないかとさせていただきます。

また、仮に交付金制度を導入するとしても、コスト算定、受益者と負担の関係については、新たな考え方を導入する必要があるのではないかとしております。

続きまして、③でございますけれども、約款規制等についてでございます。適格アクセス事業者に対して、卸電気通信役務の料金水準等の事業者間取引に係る条件について一定の規律が求められるのではないかとする一方で、こうした規律のみでは、最終消費者に対するものとして、公平かつ安定的なサービス提供というものを確保することが困難でありまして、サービス事業者に対しても一定の規律が求められるのではないかとさせていただきます。

最後、27ページにお進みください。今後取り組むべき事項でございます。

このように、新たなサービスの利用可能性を確保するに当たっては、当面の支援ということに加えまして、中長期的に、先ほどお示ししたとおり、2つの制度的対応の方向性が考えられるところでございます。

ブロードバンドサービスを基礎的電気通信役務の対象に位置づける場合には、現行制度の仕組みを活用して不可欠なサービスの維持等が図られることが期待される反面、品質水準等を定量的に定義することが困難であるなどの制度的な課題も考えられるところでございます。

一方で、ユニバーサル・アクセスの考え方に基づく制度への転換を行う場合には、技術中立的な観点から、必要なアクセス網の確保を図るための制度を柔軟に設計できるということが期待される反面、最終利用者に対してサービスの提供条件等の適正性を確保するための方策、または設備競争に影響を与えるといった可能性、こういった観点から検討すべき課題が多いところでございます。

このように、2つの制度的対応の方向性については、それぞれに利害得失が考えられることから、適切な制度のあり方について引き続き検討を進めることが求められる。具体的には、総務省において条件不利地域等における基盤整備の実態等に関する調査を進める

とともに、制度面を中心に専門的・集中的な検討を進めるための検討体制を設けることが
適当ではないかとしてございます。

事務局からの説明は以上です。

○宍戸主査 ありがとうございます。それでは、これまでのご説明を踏まえまして、ま
ず骨子案、資料基3-2のうち、第1節、電話サービスの持続可能性の確保について、具
体的に言えば9ページまででご議論をいただければと思います。NTTからのご発表へ
のご質問も含めまして、構成員の皆様から自由にご意見をいただきたいと存じますが、い
かがでございましょうか。

大谷構成員、お願いします。

○大谷構成員 どうもありがとうございます。NTTから提供いただいた資料について、
簡単な質問をさせていただきたいと思います。

7ページのところで、コスト改善効果の数字を具体的に提示していただいているところ
なんですけど、大胆な試算と書かれているとおりに、かなり大胆な印象を受けているんです
けれども、ルーラルエリアに加えて故障修理時等の活用を含めた試算の部分なんですけど、
故障修理時の部分についてどのように計算をされたのかを、例えば、過去の故障修理の実
績に基づいて将来的な見積もりをされたのかなどについてお示しいただけると、今後の
議論においてもこの数字の見方についてより理解できるかと思いますので、よろしくお
願いいいたします。

○日本電信電話株式会社 故障修理のところにつきましては、基本的にこういう無線を
用いた固定電話を使うことによって、全体としての故障修理の体制を少しシュリンクさ
せること等もできるのではないかというふうに考えております。

全体の故障のうち、現状、故障発生から3日間以上、修理に時間がかかっているケース
のうち、住宅用ユーザーの比率を乗じたものが16%ぐらいになるというのが我々の実
績でございまして、全コストのうち、その16%ぐらいの故障修理を対象にワイヤレス固
定電話を使うことができるのではないかということでシミュレーションをしております。

その場合に、ワイヤレス固定電話を配送したりするのももちろんコストがかかりま
すので、その差分をコスト削減効果として見たということになります。

○大谷構成員 ありがとうございます。

○宍戸主査 よろしいでしょうか。

ほかにご質問、ご意見、いかがでしょうか。

森先生、お願いします。

○森構成員　ありがとうございます。私も今のNTTさんの資料で細かいことで申しわけないのですが、5ページ目のルーラルエリアの確定基準みたいなことなんですけれども、上位4.9%という計算の方法は何となくわかったんですが、aの2ポツのところ、実務的には500メートルメッシュ内に存在する回線数を基準に運用することは容易でないため、上記を参考に、実務的に運用しやすい基準を定める必要があるというふうにあるのですけれども、運用することは容易でないというのは、これは随時変わり得るから容易でないということなんでしょうか。それをちょっと教えていただければと思います。お願いします。

○日本電信電話株式会社　今回、500mメッシュを日本の地図に物理的に、機械的にプロットしたものですから、例えば町なかに大きな川とかがあった場合、川とその周辺の家とか、実際には町の中なんですけれども、その500m圏内に1回線しかないとか、そういったケースとかも出たりしてしまっていて、500mメッシュを1つ1つ特定して、これがほんとうに意味のある、ほんとうのルーラルのメッシュかどうかということまで見ていかないといけませんし、今、先生がおっしゃたように、随時状況が変わっていきますので、それを拾い続けるのは現実的には難しいのかなと思ってしまっていて、もう少し簡便なものを考えていかないと実際の運用にはたえられないと思っているということでございます。

○森構成員　わかりました。ありがとうございました。

○宍戸主査　よろしいですか。

○森構成員　はい。

○宍戸主査　ほかにご質問、ご意見、いかがでしょうか。

それでは、まず松村構成員、お願いします。

○松村構成員　僕の発言は後のほうがよかったのかもしれないのですが、今回の議論の本質と関係ない指摘で申しわけありません。このNTTの資料を見て、災害の例が出てきていますが、レジリエンス関係の議論は別のところで検証しているのでしょうか。別の省かもしれないのですけれども。

例えば、電力だと、その復旧が適切だったのかとか、今後レジリエンスのためにどうすればいいのかを検証する委員会を、この手のことがあるとすぐ立ち上げて検証している。通信は大丈夫かがちょっと心配になったという点です。

それで、今回の写真でショックを受けたのですが、電柱が折れたり倒壊したりというのは、事象がそろってなくて申しわけないのですが、以前同じように関西地区が台風に襲われて大停電が起こったときも、関西電力の説明によると、強風で電柱が倒れたことはなかった。倒木に巻き込まれたあるいは飛来物が来た結果として倒れたのであって、風自身で電柱が倒れたものは1件もないと説明されていた。電信柱ではそういうことがあるのかと、写真を見てびっくりしちゃったということです。

私の事実認識が間違っている可能性もあるのですけれども、この辺がどうなっているのかを、国民に不安を与えないように、電柱は大丈夫だけど、電信柱はまずいなんていう印象を今回の資料で与えたらとてもまずいので、何かフォローなり、何らかの機会で教えていただけると助かります。

本質と関係ないことすいませんでした。

○宍戸主査 ありがとうございます。この点、事務局で何かご関係のところはいかがですか。

大内さん、お願いします。

○大内事業政策課調査官 災害が発生した際の通信事故、その他の状況については、随時、行政としても責任を持ってフォローはしてございますし、また、関係省庁含めてしっかりと対応策を講じるということはやってございます。

○宍戸主査 ありがとうございます。この電柱が折れる云々というのは、NTTさんから何かありますか。

○日本電信電話株式会社 この絵の中の一番左とか真ん中の絵なんかは、今、松村先生がおっしゃったように倒木等に巻き込まれているケースも多いかと思います。実際、風だけでこんなに激しく折損したかどうかというのはわからない部分はありますけれども、ただ、今回、千葉の事例とかを見ていると、町中でも電柱が少し傾いたりといったケースが出ていますので、やはり我々の想定以上に強風というか災害が激甚化しているというか、そういったことを考えていくことは必要なのかなと思っているところでございます。

○宍戸主査 ありがとうございます。

それでは、手が挙がっていた、まず先に石田構成員、お願いします。

○石田構成員 NTTさんの5ページなんですけれども、cの部分です。台風によって設備が故障したときに、メタル回線での復旧だけではなく、ワイヤレス固定電話のほうが早いということで、認めていただきたいというところは、そうなのかと思ったんですけれど

も、その下の2番目のところですが、メタル回線に戻すことを要望されたお客様はそうだけれども、ご要望によってワイヤレス固定回線を継続利用できるようにすべきということとは、どういう確認をとってそうするのか。

例えば、ルーラルエリアみたいに、費用負担、コスト負担が大きいというところではなくて、今回の千葉のような都市部においてもこれを認めるということになると、現行の制度というものも変わっていきかねないのかなというところがあったので、気になったところなんです。

それともう一つ、都市部なんかですと、例えばその方がワイヤレスでいいですよとなっても、転居したりすると、その後の方もワイヤレスになってしまう。そのときには、その方にまた再度確認をとるのかななどの問題も出てくると思って、このあたりも気になったところなんですけれども、NTTさんとしてはどのようにお考えになっていらっしゃるのでしょうか。

○日本電信電話株式会社 具体的にどうやって同意をとるかということ、今、詳細に決めているわけではないんですけれども、個人の意見として一つアイデアとしてあるのは、例えばワイヤレス固定電話をお客様に送りますと。宅配便等で送らせていただいて、電源を入れたらすぐに使えるような、そういった環境を整えるわけですが、その際に、例えばメタルに戻すのかこのままにするのかということで、お客様が戻されたい場合には、入れておいたハガキを返送いただくとか、連絡先の電話番号を入れておくとか、そういった対応は考えられるのではないかなと思います。

転居の場合は、当然そのエリアはメタルがまだ残っているエリアですので、転居で出られる方にはそのワイヤレス固定電話を戻していただくというか、宅配便で戻していただくとともに、新しく転居で入られる方については当然メタルでの開通を前提として考えていくこととなります。

○石田構成員 済みません、これはルーラルエリアじゃなくて、都市部においてもということでしょうか。

○日本電信電話株式会社 先ほども申し上げたように、千葉のケースみたいなことを想定すると、災害復旧のためには都市部においても使わせていただきたいというふうに考えているところがございます。

○石田構成員 その後も継続ということも考えていらっしゃるということですか。

○日本電信電話株式会社 我々がというよりは、結局そのメタルの回線に引き直そうと

すると、お客様にもう一回立ち会いをしていただかないといけないとか、いろいろお客様側に負担がかかるので、お客様の意向に沿った形で我々としては対応させていただきたいということであって、ワイヤレス固定電話をむやみやたらに広げたいということをお客様として申し上げているわけではなくて、お客様のご趣旨というかご要望に沿った形で対応していきたいと考えているということでございます。

○宋戸主査　よろしいですか。

それでは、大谷構成員、お願いします。

○大谷構成員　この件について、事務局のほうでまとめていただいた骨子案の中にありますように、公正競争の観点などからすると、他者設備については公募調達をし、個別に認可申請をしていただくということ、その取りまとめの仕方には賛同しているところなんです。今、NTTからご提案のあった被災地の対応というものをもし可能とするのであれば、公募であるとか個別認可といったことについて、事務局資料にも柔軟な対応という言い方で述べられているんですが、NTTにお聞きしたいのは、そういった被災地の対応については復旧を優先させるということで公募などは省略したいという意向なのか、あるいは簡便な方法で何か公募のような手続はとって実施したいと考えているのか。あるいは、個別認可を求めるといったときに、何か柔軟な方法としてこういうやり方をしてほしいというようなご希望などがあるのかどうか、まずはNTTのご意見を聞かせていただければと思います。お願いいたします。

○日本電信電話株式会社　そもそも個別の認可というものが、1件1件のユーザーごとの個別の認可という手続を想定するのか、ある程度、こういう形状とかエリアとか、例えばルーラルのエリアであったらこういうエリアであったりとか、災害復旧であればこういう趣旨の災害復旧であれば、という形で包括的にある程度認可みたいなものを出していただけるのかとか、そのあたり次第だと思います。災害のところは1件1件、事前にこの場所とかというのを特定するというのは難しいと思いますので、少し柔軟な対応をしていただく必要はあるかなと思っています。

あと、公募については、4ページにも書かせていただきましたけれども、特に、一番下のところにありますような、緊急通報受理機関に発信する場合に緊急通報受理機関との通話をつながりやすくするための優先扱いであったりとか、0AB～Jの番号を通知する機能というのは、これはおそらくモバイル網のほうにも相当大きな開発をしていただくことになると思いますので、エリアごとに複数の事業者から調達する形というより

は、全国まとめたの公募調達という形を、現時点、我々としては想定しておりました。

○宍戸主査 よろしいですか、大谷構成員。

○大谷構成員 はい。ありがとうございます。

○宍戸主査 それでは、ほかにいかがでしょうか。

内田先生、お願いします。

○内田構成員 どうもありがとうございました。先ほど石田さんからご指摘がありましたところについて、私も少し気になることがありましたので、追加で発言をさせていただきたいと思います。

NTTの資料の5ページ目にある、特にcの部分ですが、先ほどのご議論を拝聴しておりますと、お客様の要望に従って、このような対応をとることも認めていただきたいと、そういうお話だったかと思います。私が少しひっかかったのが、このcの対応の意義は理解することができるのですけれども、その理由づけです。

というのは、お客様が要望したらいいのかというところでして、この議論の当初の流れというのは、ルーラルエリアなどの高コスト地域などにおいては、著しく不経済な状況が認められるのであれば認めましょう、という話だったように理解しておりました。つまり、お客様の主観というか、思いによって決めるのではなくて、客観的な状況から判断して認めていくというような趣旨だったと理解しています。

もちろん、応急処置、復旧などにおいて非常に効果があるというご説明は理解しているのですけれども、それを理由づけにするということが、いいのかどうかというところは、少し疑問を感じましたので、NTTか事務局かはわかりませんが、コメントいただけたら幸いです。

○宍戸主査 ありがとうございます。

これは、まずNTTからいかがですか。

○日本電信電話株式会社 今回、5ページの冒頭にもございますように、ワイヤレス固定電話の提供によってメタルの提供コスト等を改善して、固定電話の安定的な提供を確保するという責務の遂行に寄与するという観点では、cのようなケース、ほんとうに大量の故障が生じたときに、そういう故障修理の体制等を含め、全体として効率化することができるような対応をするということは、もともとの大きな目的には寄与する部分はあるのではないかと考えておまして、もともとルーラル中心の議論であったということはそのとおりだと思いますし、我々も主にルーラルエリアを中心にとということで、これまでも

お話はしてきたというのは事実ですので、aが中心であったり、bまでが中心だとは思いますが、cにおいても、現実、お客様の目線に立ったときには、こういう形で復旧できるようにして、あとはお客様の意向に沿うということは、やはり、我々の責務遂行にまさしく寄与することではないかと我々としては考えているということでございます。

○宍戸主査 内田先生、ご指名ですので、事務局から何かありますか。

○大内事業政策課調査官 一部重なりますけれども、事務局といたしましても、中間答申等のご議論もそうございましたが、将来にわたる安定的で定例なサービス提供に資するという観点から、真に必要、合理的と認められるという場合、どのような場合が考えられるかという形で、課題を投げかけさせていただいてございますけれども、その際に、例示とさせていただいたのは、おっしゃるような条件不利地域における電話の役務の提供ということが主眼であったかなとは考えてございます。

その後の議論を必ずしも縛るというものではございませんけれども、検討が始まった当初に想定されていた例としては、条件不利地域が挙げられていたということは事実だと思います。

○宍戸主査 ありがとうございます。さらにいかがでしょうか。

長田構成員、お願いします。

○長田構成員 ありがとうございます。事務局の資料の7ページ、それから、NTTさんの資料の中にも出てきますけれども、事務局の7ページの(2)の他者設備の利用を認める範囲の2ポツのところ、メタル回線の更新や再敷設を行おうとした場合とあるわけですが、電話網の円滑移行のときに、回線のことにはちょっと後回しにおかれてはいると思いますが、メタルをいつまで、こうやって再敷設したり、更新して使っていくのかというところも大きな課題ではないかと思っていて、今の議論でいくと、やっぱりメタルありきということになっていきますが、ほんとうにそれでいいのかどうか、それは多分NTTさんからも、もうちょっと具体的な、将来に向けての提案がなければいけないんだと思いますけれども、そこも考えながら、次の章のところのアクセスの話にもなってくると思いますが、そこは考え方を整理できるといいなと思っています。

以上です。

○宍戸主査 ありがとうございます。ご意見承りました。さらに、いかがでございましょうか。ひとまず、よろしいでしょうか。

それでは、この事務局資料の第1節までは、ひとまずご質問、ご意見を承ったというこ

とにして、また時間があれば、あとで戻ってくるということにいたしまして、次に、骨子案のうち、10ページ以降の第2節、新たなサービスの利用可能性の確保について、構成員の皆様から自由にご質問、ご意見をいただければと存じますが、いかがでございましょうか。

この第2節におきましても、まずは当面の対応という話、20ページにある4というところと、それから、21ページ以降の中長期的な制度的な対応ということで、大きく2方向の考え方が現在の事務局案では示されているところで、そこは大きく3つぐらい、議論すべき点があるかと思えますけれども、どこからでもご自由にご質問、ご意見をいただければと存じます。

では、石田構成員、お願いします。

○石田構成員 19ページのところにも状況が書かれておりますけれども、条件不利地域においてとか、いまだ未整備エリアが解消されておらずとなっておりますけれども、実際、前回のところでお話ございましたように、未整備地域と、それと、コストが上がって管理ができていないというような地域で、2つの自治体の方からお話ございましたが、現在、全国にこのような自治体がどのぐらいあって、どのぐらいの費用負担が必要なのか、未整備エリアに関しては、今後、例えばそういうところが交付金をもって整備をされたとしても、その後費用負担が必要な場合の試算というようなものは、ある程度数字的に把握できているのかどうかをお伺いしたいと思います。

○宍戸主査 これは事務局に対するご質問ということになるかと思いますが、お持ちの数字なり……。

○西浦ブロードバンド整備推進室長 現在の光ファイバの整備率は約98%でございまして、残り約2%が未整備のエリアとなっております。

世帯数に関しましては、平成30年の3月時点で98万世帯となっております。それを先日発表しましたマスタープランで、5年間で18万世帯まで減らしていくという結果を立てているところでございます。

以上です。

○宍戸主査 ありがとうございます。

○石田構成員 それと、自治体で、何というんでしょう……。

○西浦ブロードバンド整備推進室長 更新。

○石田構成員 更新についての費用等がかかって、今後、維持ができないというところに、

2自治体でご説明いただきましたけれども、全国では、どの程度そういうところがあるのかという把握はされている。

○西浦ブロードバンド整備推進室長　先日、全国の市町村に対して調査をさせていただきました。現時点で把握できている限りでは、今後5年間で500億程度の更新費用がかかるとの暫定的な調査結果が出ているところです。それに関しましても、地方財政措置等を含め支援をさせていただくべく検討しているところでございます。

以上です。

○宍戸主査　石田構成員、よろしいですか。

○石田構成員　はい。

○宍戸主査　ほかにご質問、ご意見、いかがでございましょうか。

今の石田構成員のご質問についてですけれども、問題となるような500億の更新費用がかかるような自治体というのは、やはり、ある程度の自治体の数であったり、あるいは自治体の財政規模ということから考えると、ほぼその全てについて、ある種の国の何らかの補助ないし支援というものが需要であるというふうに、大体見て差し支えないということでしょうか。

○西浦ブロードバンド整備推進室長　そうですね、調査結果を見る限り、大半の市町村が条件不利地域に該当する市町村ですので、何らかの措置は必要かなと考えております。

○宍戸主査　ありがとうございました。ほかに、いかがでございましょうか。

○大谷構成員　質問よろしいですか。

○宍戸主査　大谷構成員。

○大谷構成員　ありがとうございます。今の関係のところなんですけれども、確かに非常にお困りの自治体でいらしたので、予算措置で機動的な支援を行っていくということが必要な、今、切迫した状況にあるということも理解しているつもりではございますが、そうやって設備更新などを国の費用あるいは公的な費用で実施したとして、その永続性というか、そこに人が住んで、サービス利用者がいる限り、その通信サービスが受けられるためには、やはり、公設のままでいいのか、あるいはそれを民間事業者にうまく譲渡を促すというような、何かそういう制度とセットして、交付金なりを付与するような仕組みを考えるのだとすると、やはり、予算措置はもちろん講じるとしても、一定の制度的対応というのは必要になってくると思われるんですが、それについては何か既存の制度を役立てようとしているのか、あるいは、今回新たに何か考えなければいけないのかというこ

とで、事務局の今考えているところを教えてくださいたいと思っております。

何らかのものは改めて考えて、民間事業者にそれを引き継がせる、そして、民間事業者が先々もそれを運営し続けるようなインセンティブも、ある程度付与するという仕組みが求められるのかなと思ってお話を伺っていたんですが、いかがでしょうか。

○宍戸主査 ありがとうございます。スライドでいうと、事務局のスライド20ページの一番最後のポツのところに、制度的対応の可能性についても早急に検討に着手することが適当でないかとございますので、まさにこれからかと思いますが、現時点で事務局で何かイメージなり、こういうことも考えられるとか、何かあれば教えてくださいたいと、その程度でもいいと思いますが、お願いします。

○大内事業政策課調査官 ありがとうございます。まさに、主査にご指摘いただきました20ページの下に書いていますけれども、現行の予算施策においても、民間が主体となって整備するものについて対象に含めるといった形でのさまざまな工夫ですとか、対応というのは、これまでも行ってきておりますけれども、中長期的に見ますと、予見可能性をもって民間主体が国民生活に不可欠なサービスというものをしっかりと支えるということについて、仮に制度的な対応というのは必要なのであれば、そのことについて検討するにしても遅過ぎるということはないのではないかと考えてございまして、この点については、現行の施策を行いつつ、並行して、将来にわたる制度的な検討についても開始していくことが適当と考えているところでございます。

○宍戸主査 ありがとうございます。大谷構成員、よろしいでしょうか。

○大谷構成員 大丈夫です。

○宍戸主査 ほかにいかかでございますでしょうか。

森構成員、お願いいたします。

○森構成員 ありがとうございます。この問題はなかなか難しい問題だとは思いますが、自治体によって、望ましいサービスとか、希望するサービスというのは違っていると思うんですが、そのときの自治体間の公平性みたいなことは、どのように考えればよろしいでしょうか。

○西浦ブロードバンド整備推進室長 済みません、どの分野の公平性という……。

○森構成員 失礼しました。全ての自治体で同じサービスを提供すると思ったときに、そのサービス提供について不足しているものについて、全額なり何割なり、予算措置で助けあげましょうということであれば非常にわかりやすいと思うんですが、自治体

によって希望するサービスが違うということは十分あり得るわけですし、もしかしたら、地勢的にも必然的に違ってきたりすることはあると思うんですけども、そのときに、あなたには幾ら、あなたには幾らというような公平性の問題が出てくるのではないかと思っただのですが、私の誤解かもしれませんが、それについて何か教えていただければと思います。

○西浦ブロードバンド整備推進室長 現行の予算制度に関して申し上げますと、例えば光ファイバの整備に関しては、条件不利地域で、ブロードバンド整備を希望する市町村に対しては、一律に一定補助割合で支援をさせていただいているところでございますし、また、維持管理に関しましても、これは地財措置ですけども、一律に支援をさせていただいているところです。何か差が生じるような制度には、特にはなっていないかなと考えております。

○森構成員 なるほど。わかりました。ありがとうございます。

○宍戸主査 よろしいでしょうか。ほかにいかがでございましょうか。

では、松村構成員、お願いします。

○松村構成員 ちょっと外れたことを言うようですが、すぐに今の点に戻ってきますので、お話しさせてください。前に戻るんですけども、スライド22のところ、提供地域における事業が赤字であることにより事業の継続が困難というのは、もっともなように聞こえるのですが、赤字が生じる原因が、経営効率がすごく悪いというか、高コストというか、ある意味でちゃんと経営していない結果として大赤字になっているところは補填してもらえないのに、コスト削減に努力して、ぎりぎり赤字にならなかったというところは補填されないとかというようなことになると、制度としてまずい。ここで書かれていることは実にもっともですけども、ある種効率的な経営をしたとしても、もう赤字にならざるを得ないと客観的な指標で見ることも同時に必要。単に赤字、黒字というだけで見てはいけない。とても難しいことはわかりますが、その視点を持って考えなければいけないと思います。

それで、今、議論になっていた自治体のこれもそうですが、制度上とても難しいのはわかるんですけども、つまり一定割合で補助するとか、一定の基準でやるということですが、おそらく森構成員がおっしゃったことは、自治体のニーズによって、いろいろ工夫して違うことをやろうというときに、通信については普通よりももっと高品質なものを作ろうとしているんだけど、ほかのところその分節約しますとか、そういうような類

いのメリハリのある対応をしようとしたときに、そういう行動をゆがめることにならないとか、例えば集住を進め、更新する地域を狭めることによって、コストを削減する努力を一しているところは、全体の事業費が減るので、一定の割合の補助ということになると、補助金が減ってしまうということになるけど、ほんとうにそれは公平なのかとか、そういうようなことも含んだご意見だったと思います。

したがって、確かに一定割合というのは、ほかのやり方はとても難しいということは十分わかりますが、一定割合でやっているから公平かどうかも含めて考えなければいけない。でも、19ページのあたりのところは、間近に迫っていることなので、とても難しいことは十分わかるのですが、長期的に、さらにもう一回更新とかということも将来出てくるのですから、この点については検討する余地があると思いました。

以上です。

○宍戸主査 貴重なご意見ありがとうございました。何か、今の時点で事務局からありますか。

○大内事業政策課調査官 前段の部分についてでございますけれども、おっしゃるとおり、赤字であるということのみをもって支援対象主体を確定することについてのご懸念とございますか、ご意見だったと思います。

我々といたしましても、コスト算定のあり方を含めまして、何らか、客観的な指標で真に支援が必要な主体というのを確定していくということの必要性については、十分認識していきたいと思います。

○宍戸主査 ありがとうございます。今、松村先生がおっしゃられたうちの前段について申しますと、事務局のスライドの22ページ目の下から2つ目のポツのところで、やっぱり支援対象となる主体の能率的な経営を確保するとともにということで、事務局におかれましても、問題意識はあるんだろうと思うんですが、おそらくこれが支援内容というよりは、むしろ支援対象とすべき主体の段階で、もう既にこのことが組み込まれていなければ、そもそもユニバーサルサービスの制度として今後立ち行かないのではないかというご指摘としても受けとめたところですので、事務局においても引き続きご検討いただければと思います。

さらに、2点目のことも、松村先生のご指摘、私、もっともだとお話を伺っていたところで感じたところございまして、公平というときに、いわばあらかじめ定めた基準で機械的に適用していくということが、確かにそれも一つの公平ではあるのですが、それに合

わせて自治体がそれぞれ動くということによって、特定の自治体にとっては結果的に不利に、あるいは非効率的な行動を誘発するといったようなことも起こりかねないというのは、これもご指摘のとおりだろうと思います。森構成員のご指摘もそういう趣旨を踏まえていたんだろうと思います。

そうしますと、いろいろな考え方があるんだろうと思いますが、ある意味では、機械的な公平を、まず第一義的に遵守すると、達成するという意味で、一定の基準をきちんとあらかじめ定めると同時に、我が自治体は、特別にこういうような工夫をするという場合には、いわば上乘せの的に何か配分するような枠をつくるというようなことも、あるいは検討に値するのかなど、お話を伺っていて、これは私の個人的なイメージですが、感じたところでもあります。

ほかにご意見、ご質問等ございますでしょうか。当座の問題だけでなく、中長期的な制度的対応として、大きく2つの方向性が事務局によって示されていますので、これについても、ぜひ、今の時点でご意見があれば伺っておきたいと思っておりますけれども、いかがでございましょうか。

では、大谷構成員、お願いします。

○大谷構成員 資料でいいますと、22ページの一番下の部分になりますけれども、NTTにラストリゾート事業者の責務を課すことについて、慎重な検討を要すると、事務局の整理のとおりで、賛同しているところなんですけど、ただ、ラストリゾート事業者としての責務でないにしても、NTTがこれまでの通信設備の資産を承継している会社として、何かの形で、このユニバーサル・アクセス、あるいはブロードバンドサービスのユニバーサルサービス化といったものについて、何らかの役割を果たしていただく必要が残っているのではないかなという感覚を持っておりまして、ただ、具体的に何をどう求めていくかといったことについてイメージできているわけではないんですが、慎重な検討を要するという、このまとめに賛同しつつ、やはり一定の何か責務を担っていただく部分というのが、ゼロになるものではないのではないかと感じておりまして、そのように意見を申し上げたいと思います。

以上です。

○宍戸主査 ありがとうございます。ほかにご質問、ご意見、いかがでございましょうか。

どうぞ、ソフトバンク様。

○ソフトバンク株式会社 ソフトバンクです。22ページの支援対象とすべき主体のところの、先ほどもお話があった提供地域における事業が赤字であることというのを確認するに当たって、結局、その事業者が幾らでお客様に提供しているのかという、収入の部分によって赤字になるか、ならないかというような話になり得ることもあるかと思っています。

もともと現行の固定電話においては、基礎的電気通信役務の範囲と、NTT東西さんにおかれては、特定電気通信役務としての、固定電話の料金についてプライスカップである程度収入に制限がかかっているというような部分があると思います。

それによって、本来は赤字であれば、収入というか、料金を上げて対応するのが一般の事業者ではあるんですけども、東西さんはそういう縛りがあって、それができないというところもあり、赤字の部分をユニバで補填するというような、そういった経緯もあるのかなと考えています。

したがって、ブロードバンドサービスで考えるときに、そういった縛りが無い事業者における収入というのをどう考えるかというのは、一つ気をつけておくべきというか、のかなと思いましたので、1点コメントさせていただきます。

○宍戸主査 貴重なご意見ありがとうございます。オブザーバーの方々からも、さらにご意見があれば承りたいと思いますが、いかがでございましょうか。

じゃあ、お願いします。KDDI様。

○KDDI株式会社 KDDIでございます。先ほど大谷先生からご指摘いただいた部分と少しかぶるんですが、ラストリゾートの関係で、事務局資料の22ページのところ、慎重な検討を要するということに関する部分でございます。本来、ユニバーサルサービスというのは、赤字の部分をどう制度的に補填するかということなので、経営に任せては、なかなか民間の事業者では提供が難しいということで、本来経営の自由を制限することの制度的措置をどうするかというのが、この議論のポイントだと思っております。

その点、先ほど大谷先生からも一定の役割とご指摘いただきましたが、やはり事業の内容について、NTT法という法律で規律されているNTTさん、これが基礎的役務というものを、今後ブロードバンドに拡大するという事務局の方向性が見えているのであれば、これはNTT法の中に反映するというのは、一つの順当な流れではないかなと弊社は思います。

一方、22ページの下のところの慎重な検討を要するという表現なんですけれども、丁

寧にご議論いただくという趣旨であれば構わないんですが、これはやや抑制的ということであるとすると、その理由は何なのか、この理由は、民営化後に整備されたブロードバンドだという部分なんですけれども、当然、メタルか光かというだけではなくて、局舎、それから、先ほどあった電柱、管路、こういったものも含めてブロードバンドネットワークを整備する重要なインフラになりますので、この部分は、民営化前だから、後だからということではなくて、本来、やはりNTTさんが、他の事業者では持っていないインフラを持たれているというところを十分に留意していただいて、今後検討を進めていただければと思います。

以上でございます。

○宍戸主査　これも貴重なご意見ありがとうございました。ほかに。

では、NTT、お願いします。

○日本電信電話株式会社　今いろいろNTTの名前も挙がっていましたので。NTTとしても、いろいろ今、補助金等もいただきながら、IRUとかの仕組みも含めながら、光においてもエリア拡充をしながらサービス提供させていただいておりますし、モバイルのほうも、モバイルのブロードバンドという意味では、今後5Gの時代にもなってきますので、極力ルーラルのエリアとかも含めて、いろんなところでサービスを使っただけのようにしていきたいと考えておまして、いずれにしてもブロードバンドサービスというのは、必ずしも固定のFTTHだけではなくて、無線ということで有限希少な電波を与えられているモバイル事業者の立場も含めて、誰がどういうやり方でやるのが国民全体で考えたときに効率的なのかということをしっかり議論するということが最重要ではないかと思っております、今後そういう議論が深まるということ、我々としてもいろいろ一緒に議論をさせていただければと思いますし、いろんな材料も出していきたいと思っております。

○宍戸主査　ありがとうございました。ほかにいかがでございますでしょうか。

○株式会社オプテージ　前回のとき我々が申し上げた、設備競争にも十分配慮いただきたいということは、今回の事務局の資料にかなり反映いただいております、お礼申し上げます。

今、最後のほうで議論になっていたラストリゾート事業者について、NTT東西さんは、独占時代に構築されたような、例えばダークだったりコロケーも電柱も管路も、きちんとしたルールで開放が義務付けられておまして、その上で設備競争が成り立っていると考

えております。そこはご理解の上で、新しいところを慎重に検討いただくということのかなと思っています。特にこれから作る部分を、接続とか、ちょっと別の場の議論でもございましたが、そういった方向になると、競争事業者としては気になるところと私どもとしては思っております。

以上です。

○宍戸主査 ありがとうございます。ほかにいかがでございましょうか。

○関口主査代理 今、NTTからお話がありましたが、ブロードバンドサービスについて、技術中立性を考えると、固定もモバイルも考えられるということが26ページの①アクセス網の定義の2番目のところで触れられているんですけども、この2節について言うと、モバイルの議論というのはここだけしか触れられてないので、固定網への限定という点が、中間答申を受けてということで、そちらのほうを見ればいいということなのかもしれないんですが、初めのほうでもこのことについての限定をしておいたほうがわかりやすいかなと感じました。

○宍戸主査 今の点は事務局よろしいですか。

○大内事業政策課調査官 まさにご指摘いただきましたとおり、中間答申において携帯電話サービスと基礎的電気通信役務を含むユニバーサルサービス制度の関係については、簡単ではございますけれども、一定の整理といいますか考え方をお示しさせていただいたところでございます。何かそこから変更点は必ずしもお示しはしておらないところでございますけれども、そこも含めて全体像が見やすいような形での記述は最終的には工夫したいと思います。

○宍戸主査 ほかにいかがでございましょうか。

それでは全体、第1節、第2節を合わせまして、言い残された点とかさらにご指摘をいただきたいと思います。

○関口主査代理 またNTTの発言に戻るんですけども、NTTさんの資料の4ページ目のあたり……、ごめんなさい、調達のところ、公正競争確保、その前の3ページ目に該当するんだと思うんですが、公募調達について、お話の中で、モバイル側の改修も大きいということを理由にして、全国まとめて1回公募調達をやって事業者を固定したいんだという趣旨のご発言を頂戴いたしました。

これは、コア網の固定・携帯の融合についてもずっと疑問に思って、いろいろ事業者の各社さんには非公式にお伺いはしたんですけども、今でも固定の光を、シングルスター

でお借りになってオフロードに固定系の光を携帯事業者さんはフル活用されているので、もうコア網の融合って済んでいるんだらうと思っていたんですけども、固定と携帯を1事業で行いになっている社さんも別会社になっている社さんも、皆さんソフトは全然違うだっておっしゃるんですね。ソフトの改修がすごく大変だということをお伺いしたので、NTTのご発言からもモバイル側の改修というのは結構大きいんだらうと思うんですね。ここに関して、公募調達をすることが携帯各社さんにとってビジネスチャンスになるのかどうかを、果たしてこれはチャンスになるのでしょうかということをお伺いしてみたいと思いますので、もしお伺いできる社さんがいらっしゃったらぜひお願いいたします。

○宍戸主査　　ということで、本日ご出席ということではKDDI様とソフトバンク様ということになるかと思いますが、いかがでしょうか。

○KDDI株式会社　　この前提になる、こういった開発がどれぐらい必要なのかというデータが十分ないので、この場でチャンスになるかどうかというのはちょっと判断しかねます。

○ソフトバンク株式会社　　当社も同様です。ただ、OAB～Jの先ほどの緊急呼に関する対応というのは、相応に大変そうかなという印象は受けました。

○関口主査代理　　ありがとうございます。モバイル側の方たちの意向が今回あまり反映されてこなかったというか、NTTさんがモバイルをお使いになるということについての各社さんの反応はされるんですが、じゃあご自身がお受けになるんですかということについて少し関心がありましたので、そういったことについても情報提供があればぜひお願いしたいと思います。

それからもう一点引っかかっているところがあるんですけども、事務局資料で個別の認可制を取るというページがありました。7ページのところですね。私は、これで特段、平時については問題がないと認識していたんですけども、ただ、NTTさんの最後のページの、災害時のモバイル基地局の復旧の早さも参考にしたいということをお考えすると、認可手続を文書で回覧したりして最短にするというような便法はあり得るかもしれないんですが、この個別認可を災害時に適用することについても、いいかどうかについては、もう少し時間を短縮して迅速な対応ができるようにしておかないと、被災された方たちの不便を解消することにならないような気がするんですが、この点についてお考えをお伺いできればと思います。

○宍戸主査 事務局いかがでしょうか。

○大内事業政策課調査官 まさに今回の論点整理骨子(案)に書かせていただきましたとおり、被災時において必要に応じて他者設備の利用を可能とするのかどうかというところがまず論点だと思いますが、仮にその対象にする場合にはそういったその認可制のあり方、また運用の妥当性について、その点について一定程度の柔軟性が必要ではないかというご指摘だろうと思いますので、そういったご指摘を踏まえて個別の制度設計については考えていく必要があるだろうと思います。

○宍戸主査 ありがとうございます。今お話を伺っていると、ルーラルに計画的に、いわば平時において打っていくという点では認可制なんだけれども、災害時には、緊急事態でございますので、NTT東西さんに急いでやっていただくと同時に、速やかに届け出ていただいて、そして、それに不適正なところがあるとかいう場合には、例えば総務省から是正命令なりその前の勧告なりをすとか、いろいろ組み合わせ方があるのかなと伺っていて思ったところです。

全体を通して、ほかにいかがでございましょうか。

○ソフトバンク株式会社 今回の関口先生の話に関係してなんですけど、NTTさんの資料の5ページ目のcの対応については、もともとの非効率性を軽減するというのは広い意味で言えばそうなんですけれども、ここの部分はやはり、aとかbと違って、求められているのはどちらかという点と迅速な対応という点を非常に強調されているのかなと考えました。

今回のユニバの見直しについては、もともとの地域電気通信役務の定義をどうするかといったような法改正の議論にもかかわる部分もあり、そういったものである以上、ここの部分はかなり慎重に検討する必要があるかなと思っていて、迅速な対応をすることに対するものとして、ユニバ制度のここの部分を見直してワイヤレスの提供を可能にするというのが一番いい手法なのか、ほかに、災害復旧の際にもう少し迅速に対応するための手法というのは、別にユニバ制度以外でもいろんな手だてがあり得るかと思っておりますので、その点を考慮いただけるとありがたいかなと思いました。

○宍戸主査 ありがとうございます。ほかにご意見。

○KDDI株式会社 今回のソフトバンクさんのご意見に近いんですけども、今の点に関しまして、災害時に迅速に対応するというのは非常に重要なことだと思いますので、無線の活用というのは大いにあると思うんですが、そのことと、その後、お客様のニーズで

どうかというのがあるかもしれませんが、ユニバ制度として無線を恒久的に使うべきなのかどうかというのはまた別の議論だと思いますので、そこは認可の仕組みなり今後の運用を考える上で十分に考慮いただきたいと思う点でございますので、よろしく願います。

○宍戸主査　ありがとうございます。承りました。

ほかにいかがでございますでしょうか。

○大谷構成員　先ほどから話題になっている公募調達を全国で1回、1事業者を選択するための手続として実施するということが、これまでの議論で公募調達という言葉が何度出てきたときに全く想定してなかったために、かなりで受けとめられないでおりまして、しかも先ほど関口先生のご質問に対して、各事業者も手を挙げるかどうかについては負担をまだ見積もり切れていないということもあるということでしたので、公募調達というのは今NTTさんが念頭に置かれている全国で一度きりというものだとすると、その公正競争環境の確保について、全く役に立たないとは言わないですけども、一旦、特定の事業者との関係が成立してしまったらあまり意味がなくなるというような気がしておりまして、ほんとうに全国で1回でいいのかといったことについても本来は議論する必要があるのではないかと考えております。

ただ、それに応じるモバイル事業者の方々のご負担ですとか求められている通信品質とか、そういった点であまり選択肢がそもそもないのかどうかといったことについても、技術的な前提ですとかサービス提供の実情を正しく理解した上で判断させていただきたいなと思っております、この議論を続けるに当たっては、各社がどのような負担を要するのか、そして求められるサービス品質などについてそれでよいのかといったことについても、改めて検討するために必要なデータの提供を各社にいただければありがたいなと思っております。

以上でございます。

○宍戸主査　ありがとうございました。ほかにいかがでございますでしょうか。

○石田構成員　意見なんですけれども、事務局の26ページなんですけど、基盤整備のところの問題とはなっているんですけども、実際にそれに乗ってサービスを提供する主体というのがかなり多種多様になってくるということで、26ページにはその指摘があって、最後のところに「サービス事業者に対しての一定の規律が求められるのではないかと書いているんですけど、やはり私は、このあたりはとても重要なことかなと思っております、

この辺はしっかり決めていくということが必要なんじゃないかと思って、ちょっと意見として言わせていただきました。

○宍戸主査　ありがとうございます。ほかにいかがでございましょうか。

○松村構成員　まず、今、大谷構成員がおっしゃった全国一律の調達というのは、私もそうだと思っていなかったもので、ちょっとびっくりした。しかし、これは技術的な問題がいろいろあるので、一つ一つの小さな地域ごとにテストしてとか技術実証してとかいうのはフィージブルじゃないというのは確かにそのとおりだと、説明を聞いてそう思ったのですが、やり方としては、事業者として技術力があることの認定と、個々の地域を落札するのを分けるとか、そのようなやり方もあり得ると思います。ほんとにこれしかないのかということは、もう一回考えていただくことはできないでしょうか。現実問題として、おそらく手を挙げるところはほとんどないことから考えると、分けたとしても実利なかったということになりかねないのですが、今のままだと、どうせ競争性ないから競争性ない前提でいきますねと言われていたような気がして、ほんとにこれしかないのかというのはもう一度検討して説明していただかないと、多くの方が納得できないと思います。

次に、台風等により設備故障が多発した場合ですけれど、そもそも迅速に対応するときどう対応するのかにも依存するのですが、固定回線の復旧も一刻も早くしてくださいということだとすると、このやり方は私にはとても合理的に思えるし、その後、一旦ワイヤレスをつけた後で、お客さんのほうがこのままでいいと言っているのに無理やり元に戻す必要はないと、当然のことが書いてあるだけだと思うので、私は合理的な提案だと思う。しかし、1つの大きな考え方としては、ものすごく極端な整理の仕方ですが、固定回線の復旧は後回しする。モバイルの復旧を最優先にし、その範囲内で必要な部分の固定回線の復旧だけを緊急にやる。電力だとかの回復と電信柱の復旧と両方で人を取り合って復旧が遅れるなんてことをしないようにして、こちらは後回しにしますという覚悟だとすると、ここにワイヤレスという考え方は入れないで、大半の家庭はモバイルを持っているでしょうから、そちらでまず対応するという考え方もあり得ると思います。そこまで思い切ったことを言うんだったらcのところを外すことはあり得ると思いますが、私は今回のcの提案は、そういう考え方をとらないのであれば、とても合理的な提案だと思います。

最後に、これは今回の話題をはるかに超えてすごく大きな問題になると思うのですが、先ほどから洞道だとか管路だとかはエッセンシャルファシリティじゃないかという点に

関しては、これも指摘があったとおり、確かにそれは独占に守られていた時代につくられた資産なので、一定の責務があると思うのはもっともだけれど、これも別の方から意見があったように、その責務は開放という格好で考えていくべきであって、実際に今開放されているし、その開放がまだ不十分だとすればその開放の仕方をもっと工夫することのほうが本質的な話。これでエッセンシャルファシリティだから、ユニバーサルサービス、ユニバーサル・アクセスについて特別な責任を今後もずっと負い続けるべきだというのは、NTTの株主の半数以上は民間の株主だということを考えれば、ほんとにそんな理屈をいつまでも続けられるのかということとは十分考えていただきたい。

しかし、いずれにせよ、洞道、管路というエッセンシャルファシリティを持っているということは事実なので一定の責務という議論はいいと思うのですが、私はそういう議論をする人が例えばモバイル事業者だったりすると違和感を覚える。国民の貴重な財産である電波を割り当てられていることを考えれば、貴重な電波を持っている事業者には、貴重な電波を割り当てられた事業者としての特別な責務はないのか。ユニバーサル・アクセスだとかサービスだとかというときに、モバイルの事業者にも一定の責任を負わせる考えがあったって良い。モバイル事業者が分担して責任を持ち、付随して必要になる固定回線もモバイル事業者が責任を持って調達するという発想の仕方はないのか。通信村では非常識な考え方だと思いますが、私は普通の国民の感覚からしたらむしろそっちの考え方、モバイルもユニバーサル・アクセスに一定の責任を負う、最終保障の役割を果たすべき候補者になり得る、に近いのではないかと思います。

ただ、いずれにせよ、責務をむやみに負わせると、結果的に経営の自由度を奪って効率性を低めることもあると思いますので、私はそれを強く主張するつもりはないのですが、そういう責務の考え方だってあるということはいつも頭に置いています。その議論が出てくるときには必ず、次元の違う話ではあるけれど、モバイル事業者も一定の責任を負うという考え方もあり得ることはぜひ自覚した上で、いろんな制度を考えていただきたい。

以上です。

○宍戸主査　ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。

○内田構成員　少し違う話題なのですが、事務局資料の5ページ目です。構成員からの意見のところで、「IPネットワーク設備委員会等において技術面の検討を進めるべき」といった記載があります。多分この発言は私だったと思いますが、IPネットワーク設備委

員会で議論できる範囲について確認をしておいたほうがいいかなと思いました。というのは、技術面から検討を進めるべきと言われても、ある条件においてどういう品質が実現されるかということは技術的に客観的にわかる話だと思いますがその品質が良いというような決断や判断というのは、技術面から言えないことであるように思います。I Pネットワーク設備委員会の守備範囲についてどのように整理したらいいのかという点についてはI Pネットワーク設備委員会の構成員の立場から確認しなければならないと思ひまして、発言をさせていただきました。

○宍戸主査 ありがとうございます。スライドでいうと8ページの(4)のサービス品質の確保、先生のご意見も受けて今事務局が整理しているのはここでございますけれども、この2ポツにございますように、「その結果を総務省及び関係する委員会等において検証し」と、その上で「必要に応じて制度整備を行う」という整理でございますので、委員会に無理なお願いをするということじゃないというのが、私の事務局の原案理解ですが、それでよろしいですか。ということですので、ご安心いただければと思います。

ほかにいかがでしょうか。

○KDDI株式会社 先ほど電波、モバイル事業者の責務についてのお話をいただきましたが、当然、移動体ネットワークを構築する私どもとしても、何らかの責務を負っていると思います。ただ、議論するとき、条件不利地域にネットワークを拡張していくときに、ボトルネックになる部分が光ファイバをどういうふうに延ばしていくかというところになると、どうしてもNTTさんのお力添えなく進めるわけにはなかなかいかないというのが現実ということをご指摘した次第でございます。

それから、先ほどNTT法と申し上げましたが、その責任を全てNTTさんに押し付けるという趣旨ではなくて、誰かが手を挙げなきゃいけないといったときの最有力候補という意味でございます。当然、私どもも何らかの赤字について、必要な補填について当然に協力していくと、みんなで支え合っていくということはもちろんそのつもりでございますので、その点、誤解なきようよろしくお願いいたします。

○宍戸主査 ありがとうございます。そろそろ予定した時間になってきておりますが、何かさらにご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

全体、本日、非常に貴重なご意見あるいはご指摘をいただいたかと思ひます。私が議論を伺っていて簡単に整理しますと、1つは、この論点整理骨子(案)も、さきの中間答申を受けたその範囲内で議論をしているのだという点は関口先生からご指摘を受けたとこ

ろで、これはしっかり意識した上で今後取りまとめていくということかと思えます。

2番目に、第1節の電話サービスの持続可能性の確保について、基本的な方向性は、認可制ということも含めて、特段強い疑問視というものはなかったように思います。ただ、事務局資料で申しますと、9ページにあるような公正競争確保のあり方、とりわけ公募調達のあり方につきましては、先ほどNTTからご説明いただいたとおりですが、それを前提にそのまま制度化を進めるということではなく、さらにもう少し議論を精査するということが必要かと思えます。

また、この第1節に関連しましては、NTTからご提供いただいた資料の5ページのcの部分、台風等により設備故障が多発等した際の故障修理での対応の扱いについて、このような対応を認めるかどうかという点、それから、この2つのポツがありますけれども、前段の緊急時の対応としてそういうことを認めるかということと、後段のお客様要望等に基づき継続利用もワイヤレスについて考えるようにすべきでないかということについてさまざまご意見がありましたので、それぞれ1回分節した上で議論を整理させていただければと思います。

それから第3に、第2節、事務局資料でいうと10ページ以降の新たなサービスの利用可能性の確保というところでございますけれども、ここについては、20ページの当面の対応の方向性、これも基本的にはご賛同いただいたところかと思えますが、そこで言う公平性ということについて私も若干意見を申し上げましたけれども、もう少しさらに考えるべき点は残っているだろうという点。

それから将来的な、中長期的な制度的対応の方向性について申しますと、21ページ以降のブロードバンドサービスを基礎的電気通信役務の対象に位置付けるということを見据えた制度検討を仮にするに当たっては、そこでのNTTの責務、あるいはモバイル事業者の方々の責務について、十分な概念整理をしながらこういう議論を進めていくべきだろうということ。

それから、25ページ以降のユニバーサル・アクセスへの転換を考えるに当たっては、これは石田構成員からご指摘いただきましたように、26ページの一番最後のポツのサービス事業者に対する一定の規律ということもさらに考えていくべきだといったご指摘を本日いただいたかと思っております。

本日事務局からご説明があったこの論点整理骨子(案)につきまして、私が先ほど、私が把握している限りでございまして、そのようなご意見も踏まえた上で修正して

いくということを含みで、この方向性についてご賛同いただけるようでしたら、事務局において本ワーキンググループの取りまとめに向けて引き続き作業を進めていただきたいと考えておりますが、構成員の皆様方それぞれよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○宍戸主査　ありがとうございます。それでは、事務局において、本日の議論を踏まえた作業をお願いいたします。

最後に、事務局より今後の予定についてご説明をお願いいたします。

○田中事業政策課課長補佐　それでは、主査のご指示を踏まえまして、本日のご議論を踏まえまして、引き続き作業を進めてまいります。

次回のワーキングにつきましての詳細な日程・会場等については、後日ご案内申し上げたいと思います。よろしくをお願いいたします。

○宍戸主査　ありがとうございます。

それでは、基盤整備等の在り方検討ワーキンググループ第3回会合はこれにて閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

— 了 —